

例年になく桜の開花が遅かった今春ですが、入学式・入社式の彩りにはピッタリのタイミングでしたね。
新入学・新社会人の皆さま、そして保護者の皆さま、おめでとうございます🌸 気持ち新たに新年度をむかえましょう。

定額減税 Q & A

3月中旬以後に所轄税務署から「定額減税のお知らせ」というA4版の封筒が各事業所に届いております。
優経通信でも、今年に入って1・3月号でご案内して参りましたが、今回の案内があって初めて知ったという事業者様も多いかと思しますので、給与支払い事務所としての目線で、所得税の定額減税についてQ&A形式でまとめました。

Q1：定額減税の対象者は誰ですか

A：令和6年6月1日現在、甲欄の源泉徴収対象として勤務されている居住者。
乙欄・丙欄の方、5/31までに退職した人は対象外です。

Q2：一人いくらまで減税できますか

A：控除対象者（本人）＋同一生計配偶者＋扶養親族 の合計人数×3万円が所得税の減税額になります。
※源泉対象となる控除対象扶養親族とは異なり、16歳未満の扶養親族も含まれます。

Q3：いつ処理をしたらいいですか？

A：令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む）から順に行い、令和6年12月までに支払われる給与までに控除しきれない額については、年末調整で減税します。

Q4：所得制限はありますか

A：令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下と所得制限はありますが、6月時点では見込額を勘案せず、合計所得金額が1805万円を超えると見込まれる在職者に対しても月次減税事務を行います。

Q5：どうやって管理したらいいですか

A：国税庁HPより「各人別控除事績簿」のエクセルがダウンロードでき、計算式も入っておりますので、こちらを活用ください。
人数が少ない場合・手書きの場合は封書で届いた「定額減税のしかた」の裏面ページもお使い頂けます。

Q6：休職中の人は減税処理しますか

A：6月1日時点で休職中の人でも、令和6年内に復職されて給与の支払いが発生した場合はその月から月次減税事務を行います。8-10月の間だけ休職していたという場合も、控除しきれない額が残っている場合は復職時点から計算を再開します。

Q7：給与明細はどう書きますか

A：給与明細書の「所得税」に通常の源泉所得税額を記載した後、定額減税額をマイナスで表記します。
年末調整の還付時の様に記載ください。

支給	基本給	役職手当		通勤手当	
	270,000			16,800	
					総支給額 286,800
控除	健康保険(介護)	健康保険(健保)	厚生年金	雇用保険	
	4,500	12,000	5,000	5,000	
	所得税	住民税		定額減税額(所得)	控除計
	12,000	10,300		-12,000	36,800

Q8：個人事業主の場合、自分の定額減税はどうなりますか

A：予定納税がある人は予定納税から減税されます。予定納税がない場合は確定申告で減税されます。
最終的に所得制限内であればどの人も年末調整・確定申告で減税される事になります。

※年末調整の際は、源泉徴収票の記載方法等も注意が必要ですので、年末に改めてご案内させていただきます。

知っここ! 「税務のマメ知識」

経営セーフティ共済の活用と損金算入の制限

経営セーフティ共済（倒産防止共済）は、中小企業の連鎖倒産を防ぐため制度に加入した企業の取引先が倒産した際に、無担保無保証人で掛金の最大10倍の金額を借りることが出来る制度です。毎月支払う掛金は全額を損金算入出来るため、節税策の一つとしても活用されています。掛金は支払時に損金となりますが、解約時には解約手当金が支給され益金となります。掛金を40カ月以上納めていれば掛金全額が返還されますが、解約した期の収益となる事から大きな損失が見込まれる期に解約するなどされた企業様も多いかと思えます。そして解約後すぐに再加入する企業も多く、解約から2年以内に再加入する利用者が8割を超えているとの事です。

令和6年10月1日以後～

解約してから2年を経過するまで掛金を損金算入できなくなる

こうした共済制度の本来の目的とは異なる利用が多くみられることから、最新の令和6年度税制改正で共済制度の見直しが盛り込まれました。令和6年10月以降に共済制度を解約すると、解約してから2年以内に再加入しても、2年を経過するまでは掛金を損金算入することができなくなるという事です。

短期の再加入を予定していた利用者は9月までの解約が必要となりますし、10月以後に解約を予定していた方は上記を踏まえた上で、解約の必要があるか再検討が必要になります。

また、再加入自体は可能な為注意が必要です。

共済制度の節税目的が一般化されておりますが、本来の趣旨である取引先の倒産等への備えという目的も忘れずに、いざという時には借入先の候補として検討しましょう。



今月の「いろいろ」 「掲示板」

税務署の収受印がなくなる?!

コロナ禍で電子化・脱押印が進んだ昨今ですが、今年の確定申告も税務署に行って紙で提出してきたという方も少なくないかと思えます。そんな時、申告書控に押してもらおうのが「収受日付印」ですが、次の確定申告からは押印されなくなるのです。

国税庁・国税局・税務署では税務行政のデジタル化における行政手続き見直しの一環として令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押捺を行わないとしております。郵送提出される場合も控えの送付は行わずに、提出用の正本のみを送る様にとの事です。

様々なシーンで申告書控の提出を求められる場合がありますが、電子申告の場合は収受印の代わりに「メール詳細」を添付してきました。では収受印の無い紙提出の場合はどうしたら良いのでしょうか。電子申告以外で申告書の提出事実・提出年月日を確認する方法は以下の通りです。

- ① 申告書情報取得サービス（オンライン請求）
- ② 保有個人情報の開示請求（個人のみ、紙取得可、有料）
- ③ 税務署での閲覧サービス（閲覧のみ、無料）
- ④ 納税証明書の交付請求（提出事実のみ、有料）

申告書情報取得サービス①は書面申告の場合もe-taxを利用して所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ(PDF)を取得することができるというものです。マイナンバーカード等の電子証明書が必要となります。ただしイメージデータ格納までに時間もかかるとの事ですので、ご注意ください。



申告書だけでなく届出書他、国税庁・国税局・税務署に提出される全ての文書が対象です。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。